



2025年8月14日

各 位

会 社 名 株式会社テラプローブ
代 表 者 代表執行役社長 横山 毅
(コード番号：6627 東証スタンダード)
問合せ先 執行役CF0 中川 雅幸
(TEL 045-476-5711)

従業員持株会参加者に対する譲渡制限付株式付与制度導入に関するお知らせ

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、当社従業員向けの福利厚生制度として譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社では、従前より従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を設けておりますが、今般、本持株会に対する従業員の関心を高め、より多くの加入を目指すとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することで、従業員の経営参加意識を高め、本持株会を通じて株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の発行又は処分

本持株会に加入している当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、対象従業員に発行又は処分する普通株式には譲渡制限を付すものとし、譲渡制限期間は、原則として、各対象従業員が当社持株会を退会（以下「退会」といいます。）するまでとしております。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象従業員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

(2) 対象者

対象従業員のうち当社が指定した者とします。

(3) 対象従業員に支給する金銭債権の額

各対象従業員への具体的な支給時期及び配分については、所定の算定基準に従い、当社の取締役会において決定いたします。

(4) 1株当たりの払込金額

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象従業員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、詳細につきましては、今後決定次第お知らせいたします。

以 上